

アルコール健康障害対策基本法 新旧対照表

○アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第 号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

附則第三条による改正後	制定時
<p>（アルコール健康障害対策推進基本計画）</p> <p>第十二条 政府は、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画（以下「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>3 政府は、適時に、前項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により</p>	<p>（アルコール健康障害対策推進基本計画）</p> <p>第十二条 政府は、この法律の施行後二年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画（以下「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。</p> <p>3 内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により</p>

公表しなければならない。

4| 政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

〔削る〕

5| アルコール健康障害対策推進基本計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

6| 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を変更したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（関係行政機関への要請）

第十三条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更のための資料の提出又はアルコール健康障害対策推進基本計画に

り公表しなければならない。

6| 政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7| 第三項及び第四項の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更について準用する。

〔新設〕

〔新設〕

（関係行政機関への要請）

第十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はアルコール健康障害対策推進基本計画に

において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るもの  
実施について、必要な要請をすることができる。

第二十六条 厚生労働省に、アルコール健康障害対策関係者会議（以  
下「関係者会議」という。）を置く。

2 関係者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アルコール健康障害対策推進基本計画に関し、第十二条第五  
項に規定する事項を処理すること。

二 前条第一項の連絡調整に際して、アルコール健康障害対策推  
進会議に対し、意見を述べること。

第二十七条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、アルコール関連問題に関し専門的知識を  
有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及  
びその家族を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、関係者会議の組織及び運営に関し  
必要な事項は、政令で定める。

において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るもの  
実施について、必要な要請をすることができる。

第二十六条 内閣府に、アルコール健康障害対策関係者会議（以下  
「関係者会議」という。）を置く。

2 関係者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アルコール健康障害対策推進基本計画に関し、第十二条第三  
項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する事項  
を処理すること。

二 前条第一項の連絡調整に際して、アルコール健康障害対策推  
進会議に対し、意見を述べること。

第二十七条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、アルコール関連問題に関し専門的知識を  
有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及  
びその家族を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、関係者会議の組織及び運営に関し  
必要な事項は、政令で定める。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第五条及び第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

附則第六条による改正後	附則第五条による改正後	現 行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十六の三（略）</p> <p>〔削る〕</p> <p>四十七～六十二（略）</p> <p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十六の三（略）</p> <p>四十六の四 <u>アルコール健康障害対策推進基本計画（アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第 号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。</u></p> <p>四十七～六十二（略）</p> <p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十六の三（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>四十七～六十二（略）</p> <p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の</p>

定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)		障害者政策委員会	(略)
(略)	〔削る〕	障害者基本法	(略)

定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)		障害者政策委員会	(略)
(略)	アルコール健康障害対策関係者会議	障害者基本法	(略)
(略)		アルコール健康障害対策基本法	(略)

定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)		障害者政策委員会	(略)
(略)	〔新設〕	障害者基本法	(略)
(略)		〔新設〕	(略)

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

附則第七条による改正後	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十九 （略）</p> <p>八十九の二 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第 号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること。</p> <p>九十 百十一 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>独立行政法人評価委員会</p> <p>がん対策推進協議会</p> <p>肝炎対策推進協議会</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十九 （略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>九十 百十一 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>独立行政法人評価委員会</p> <p>がん対策推進協議会</p> <p>肝炎対策推進協議会</p>

中央最低賃金審議会

労働保険審査会

アルコール健康障害対策関係者会議

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

第十三条 (略)

(アルコール健康障害対策関係者会議)

第十三条の二 アルコール健康障害対策関係者会議については、アルコール健康障害対策基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(地方厚生局)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第八十九号まで、第九十号から第九十六号の二まで、第九十八号から第百号の二まで、第百二

中央最低賃金審議会

労働保険審査会

〔新設〕

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

第十三条 (略)

〔新設〕

(地方厚生局)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第九十八号から第百号の二まで、第百二

号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第  
四号各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属さ  
せられた事務をつかさどる。

2・3 (略)

掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平  
成二十一年法律第四十八号）第  
四号各号に掲げる事務のうち法令  
の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2・3 (略)